

議事要旨(5) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について寄せられたコメントについての対応を検討したい旨の説明がなされ、また、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料[審議事項(5)-1、(5)-2、(5)-3及び(5)-4]に基づき、主なコメントとそれに対する対応を中心に詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見及び質問と、それに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

- ある委員より、公開草案の段階で第5項の提案<sup>1</sup>をしていたにも関わらず、今般、B案のように第5項の記述を削除するのであれば、ファイナンス・リースの判定を再度行わなくてもいいと解釈されるリスクがあると考えられるため、本公開草案第5項（及び関連する第16項）の記述を削除することに反対であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、公開草案へのコメント提出者の多くが第5項の提案について契約内容が変更された場合の会計処理等を明記することを求めていることを考慮すると、B案のように第5項の記述を削除することには反対であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、本公開草案が対象としているリース・スキームで借手が貸手の計算利率等の内容を入手できるという特性があることを踏まえ、一定の場合には貸手の計算利率を借手が現在価値の算定に用いる割引率としてそのまま用いることができない旨を明記することには、リース取引に関する会計基準の適用指針を改正しないという前提で本実務対応報告を公表する予定である以上、反対であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、本リース・スキームの貸手の計算利率は、本リース・スキームの制度上不当に過大ではないものとされ、また、それについても第三者委員会による審査を経ていることから、一定程度信頼できる数値であると考えられるので、一定の場合には貸手の計算利率を借手が現在価値の算定に用いる割引率としてそのまま用いることができない旨を明記することには反対であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、将来的に必要な応じて追加的な対応を行うことを検討することはすべての会計基準において共通することから、本実務対応報告だけにそのような追加的な対応を行う可能性があることを記述することには違和感があるとの意見が

---

<sup>1</sup> 公開草案の第5項では以下のように提案している： 本リース・スキームにおいて、リース取引開始日後にリース取引の契約内容が変更された場合、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定を再度行う。これ以外の場合、当該判定をリース期間中に再度行うことは要しない。

述べられた。

これに対し事務局からは、基準諮問会議からの本リース・スキームに係る借手の会計上の取扱いについて検討を求める提言において緊急性の高い対応が要請されていたため、貸手の会計上の取扱いなどについては、本公開草案では取り扱っていないものの、将来的に追加的な対応を行う必要が生じる可能性があることを当該結論の背景で示しているとの回答がなされた。

最後に事務局より、本日の審議で示された意見を踏まえて、実務対応報告公開草案へ寄せられたコメントへの対応及び実務対応報告の文案を引き続き検討していきたいとの説明がなされた。

以 上